

Q&A

(カテゴリー)

#003 動物実験の計画書、教育訓練、自己点検及び外部評価について

(質問)

#000002

問 15. 動物実験計画書の審査における留意点は何ですか？ また、承認できない場合はどの様に対処すればよろしいでしょうか？

(回答)

計画書の受理にあたっては、計画書の様式に沿って全てが過不足なく記載されているかをチェックすることが重要です。時々、書式の一部に記載がない計画書を委員会が受理していることがあります。これは第三者が見ると、計画書を作成した実験者はもちろん、委員会が決めた書式を委員会がないがしろにしているなどと、委員会そのものへの信頼性と公正さが疑われてしまいます。

審査にあたって、最も重要なことは、計画書が動物実験倫理の国際原則である 3R(問 10 参照)に準拠しているか否かを評価することです。3R の原則に準拠していることは、とりもなおさず動物愛護管理法の第 41 条にも準拠していることとなります。またこの評価は動物実験委員会委員の 3R への理解と倫理観に基づいて行われるため、委員は常日頃 3R の理解と適切な倫理観を養っておく必要があります。ただ、これらのことには「絶対的に正しい」という基準があるわけではなく、各委員の倫理観に委ねられるため、委員会内での評価は必ずしも一致するわけではありません。従って計画書の可否を決めるためには、例えば「委員の過半数が可とすること」などのように事前にルールを決めておく必要があります。

計画書を承認できない場合は、その理由を申請者に開示し、再申請の場合の参考にしてもらいます。また、審査過程は明確に記録しておく必要があります。

なお、動物実験計画書の作成には、機関内規程の他にそれぞれの機関の動物実験内容に応じた規定やガイドラインの制定が必要です。次の様なものがあります。

- ・ 想定される苦痛のカテゴリー分類法
- ・ 動物の苦痛軽減・排除方法（麻酔法や安楽死法を含む）
- ・ 感染実験に関する規程
- ・ 遺伝子組み換え動物使用に関する規程
- ・ 放射線・放射性同位元素使用実験に関する規程
- ・ 化学物質（発ガン剤や重金属等）の使用に関する規程